

【会議の概要】

会 議 名：令和2年度第1回加古川市障害者自立支援協議会
 日 時：令和2年8月26日（水）15時00分から16時30分まで
 場 所：加古川市民会館 小ホール
 議 題：（1）令和2年度加古川市障害者自立支援協議会各専門部会活動方針の報告
 （2）新型コロナウイルス感染症対策についての情報交換
 （3）その他
 出 席 者：委員19名、専門部会員1名、委員代理2名、市（事務局）8名
 欠 席 者：委員2名
 公開・非公開の別：公開（傍聴者：6名）

【協議の概要】

- （1）令和2年度加古川市障害者自立支援協議会各専門部会活動方針の報告
 基幹相談支援センター委員と同センター部会員から、令和2年度の加古川市障害者自立支援協議会各専門部会における活動方針の報告を受けた。
- （2）新型コロナウイルス感染症対策についての情報交換
 事務局が作成したアンケートの各委員の回答を一覧にまとめ、協議会前に出席する委員に事前配布した。その上で特に強調したい内容等を全委員より順に発言をしてもらい、最後にアンケートの内容及び当日の発言に関して質疑応答を行った。

以 上

議長：会長 司会：事務局

1 開 会

《事務局より配付資料の確認・要綱等の説明》

2 委員紹介

《事務局より着席順に委員紹介》

3 議事

- （1）令和2年度加古川市障害者自立支援協議会各専門部会活動方針の報告
 基幹相談支援センター委員、専門部会員より報告。

《以下、意見交換の内容》

[会長]

只今のご報告内容について、委員の皆さまから意見や質問はありますか。

[委員]

くらし専門部会の取組み、地域生活支援拠点等の整備というところで、いろんな機能を進めていただ

いていることは、ありがたく思っております。

当事者自身が利用することで、整備が進んでいこうと考え、当事者団体の会員たちも進んで利用し、体験しようと頑張っています。しかし、重度障がい者の方については、まだまだ人材や支援体制が整っていないため、利用の体験もできない方が何人かおられます。日中活動の場でも、対応できないというようなことを言われて、不安を感じている保護者の方もおられます。やはり人材育成という面について、力を入れていただきたいと思っております。

それから各事業所の相談員が、抱えておられる件数をお聞きしたい。私が受けた知的障がい者本人からの相談の中に、もっと相談員に相談したいが月1回しかできないというのがある。その方の相談員は、一人で150人（件）も抱えておられたそうです。相談員が担当する人数には、上限があるのでしょうか。

[委員]

地域生活支援拠点に関する人材育成についてですが、本年度、くらし専門部会の第1回目を開催した際に、委員から兵庫県が積極的に実施している研修会を活用するなど、人材育成について取り組む必要があると意見が出ています。まだ具体的ではありませんが、この地域で支えていただいている事業者の方に向けても、人材育成ということで取り組めることがないか意見交換しました。

相談支援専門員が持つ計画相談の担当件数を、具体的な数字でお答えすることは難しいのですが、私の以前働いていた事業所でのことと言うと、120件から140件ぐらいの件数を担当していました。

市内の相談支援専門員さんも、計画相談を主に取り組んでおられる方は、やはり多くのケースを持っている方もおられます。また事業所によっては、事業所内の他の業務を兼務されているような場合もあります。

平成30年度の国の報酬改定の際に、計画相談に関しては、1ヶ月で担当する標準担当件数が定められ、計画相談の更新、モニタリング、新規の計画相談作成は35件/月となっています。ひと月35件を超えてはならないきまりはありませんが、例えば40件目からは報酬が減額されることになっています。まだまだ一人が多くの件数を受持っているのが現状で、地域の相談支援専門員の仲間が増えていくことが必要だと思います。

[会長]

先ほど、以前140件ほどを担当していたとおっしゃいましたが、それを最大35件までとなると、残りをどうするのでしょうか。人材育成が追いつかなかった場合、人がいないのでそれ以上できないとなると、今現在でも月1回の相談を受けてる方が、まったく相談を受けられないというような事態になるんじゃないでしょうか。

[委員]

担当する件数に関しては、モニタリングの期間がお1人お1人異なります。例えば140人の方が毎月のモニタリングとなれば、担当標準件数を大きく超えてしまいましたが、毎月モニタリングが必要な方もいれば、3ヶ月に1回、4ヶ月に1回の方もいらっしゃいます。何とかそういうふうなやりくりの中でやっているんですけども、概ね月20件ぐらいを超えてくると、相談支援専門員はもう本当に

日々バタバタと、ご自宅や事業所の訪問で、ずっと外回りの状況かなというふうに思います。

[会長]

35件っていうのは、どういうところから出てきたんですか。

[委員]

介護保険のケアマネージャーの方も担当標準件数は35件/月となっており、こちらに合わせる形になったのかなと思います。

[委員]

おっしゃられますように介護保険が35件ということで、あわせる形で障がいの方の相談も人数を35と上限を作っています。介護保険の場合は、1人が毎月のモニタリングといいますが関わっていくので、本当に実人数も35人前後になっていきます。

障がいの方の場合は、モニタリングが3ヶ月や6ヶ月とスパンが長くあります。実際問題でいくと、1の方が150件、多い方では200件超えての方がいらっしゃいます。担当標準件数は事業所の平均をとりますので、場合によっては1人が150件担当、1人が3件担当と、バラバラなこともあります。介護保険のケアマネさんのように、1人が35人を見ていくというよりは、障害の相談員で本当に多い方は、150人、200人を担当している方もいるなか、上限が定められている状況です。

[会長]

もう1件お聞きしたいんですが、地域生活支援拠点のハードの面はどうなっているのですか。他にもっとやるべきことがあるように思いますがどうでしょうか。

[委員]

国がイメージする地域生活支援拠点の整備状況には、5つのポイントがあります。

1 相談支援体制を充実させていくこと。2 緊急時の受け入れ体制を確立していくこと。3 親元から離れて一人暮らしなどの体験をする場の提供であること。4 人材育成。5 支援体制を考える体制を整備することとなっております。

その中で、ハード面については、なかなか専門部会で事業所を立ち上げることは難しいです。しかし、加古川市の中でも比較的グループホームは、設置に向けていろいろな法人で前向きな検討がなされており、数的なものを申し上げるのは難しいですが、この先グループホームは増えていくと聞いているところです。ただ、重度の方がご利用できるようなグループホームの充実は、まだまだこれからです。それでも1つ、医療的なケアが必要であったり、重度障がい者の方を受け入れられるグループホームが今後立ち上がる予定がございますので、そういったところの支援をしていきたいと考えています。

[事務局]

事務局から少し補足をさせていただきます。ソフト面に関しては、加古川市は面的整備ということで、

各事業の機能をそれぞれ生かし、基幹相談支援センターがうまくコーディネートして、拠点を利用していただくという形で進めております。ハード面の設置については、障がい者支援課の方で、平成30年度から新規開設に係る補助金交付事業を実施しております。平成30年度で4件、令和元年度で3件のグループホーム設置の補助金を実施しました。このように、少しずつ整備の方も進んでおります。また今年の9月には、肢体不自由の方が利用できるグループホームの開設が控えております。このように整備の方もどんどん進んでおりますので、それらの事業所を、すべてうまくコーディネートできるように、しっかりと利用に結びつくように基幹相談支援センターと、市役所が連携している段階でございます。

[会長]

ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。
すでに開催されておられる専門部会もありますが、改めて先ほどご報告の内容を踏まえて、今年度の活動を進めていただきたいと思います。

議事（2）新型コロナウイルス感染症対策についての情報交換

〈以下、意見交換の内容〉

[委員]

相談支援における対応で訪問による支援が難しくなったり、退院退所を目指しておられる方の支援会議が開催できなくなったことが大きかったと思います。また、専門部会の開催も難しくなりました。次に、我々が関わる当事者の方、ご家族の方の生活面への影響が大きかったと思います。当事者の方の生活に、コロナによりどのような影響があったのかを、相談支援専門員を通じてアンケートを実施しました。その中で出た、困りごとや現状などの声を東播磨圏域のコーディネーターを通じて、兵庫県の方に届けるといった取り組みを行いました。少しずつではありますが、やはり声を届けないと、これからの動きや対応には生かしていけないのかなと考えております。

[委員]

私からは法人としての取り組み、動きを紹介します。
まず感染症拡大までの対応については、当団体として、日々発表される国、県、市の対応方針に基づき、マスクの着用、手指の消毒など基本的な予防対策をとって対応して参りました。また総合福祉会館の貸室を中止したことで、活動拠点にしていたボランティアも休止させざるをえなくなりました。特に、移送サービスの休止は、利用者の方に大変ご迷惑おかけしたと思いますが、ボランティアを感染から守るという立場から、いたし方なかったかなと感じています。
逆に新しく始めた取り組みが3つあります。1つ目は、コロナの影響で地域に出ていく業務が減っている中で、我々の今できることはないだろうか、しなければならぬことはないだろうかとみんなで話し合った結果、ちょうどマスクが手に入りにくい時期もあってということもあり、マスク不足に応えるために、手づくりマスクの募集を呼びかけました。そうしたところ、市内外から5,000枚を超える

手づくりマスクが寄せられ、市内の福祉施設や保育園にお届けしました。

2つ目は、感染症拡大の影響で、仕事を失った方や、収入の減った方への生活資金の貸付業務です。こちらは新聞等で報道されているとおり、当団体が窓口になっています。予想以上に相談者が殺到し、通常の職員体制ではとても対応できない状態でした。急遽、他の課、係から応援を出すなど、今も対応に追われている現状です。

3つ目は、コロナ関係の相談の中で、生活困窮に関する課題が明らかになりました。そこで、今日明日の食べることに困ってる方への、緊急食糧支援の整備という事業を取り組み始めたところです。

[委員]

私ども地域の公的医療機関として発熱接触者外来を開き、コロナ感染の疑いの患者の対応しております。この地域の感染症指定医療機関は、県立加古川医療センターで、成人で軽症の患者の入院を受け入れてます。しかし、小児の受け入れができないということで、感染した子どもはこちらで受け入れています。そのため、通常診療の制限が、必要なことがあり、一時期、手術や外来の制限を行いましたが、今は通常業務で対応できるように元に戻しています。

当病院の小児科は、医療的ケアの必要な子どもたちを普段から多く診ています。そういう方がコロナで入院する時は対応しないといけなくなりますが、気管切開し、呼吸管理をしてる患者の受け入れがうちの病院の小児科の個室でできるのかというと、非常に対応に難しいところがあります。

病院が対応できるキャパシティも非常に限られていますので、養育者の方が感染されたときに、子どもをどうするのか、レスパイトで受入れることができるのか、そういったことが非常に懸念されます。

[委員代理]

我々は、帰国者・接触者相談センターの役割を担っています。通常、感染症は感染症対応部署が担っていますが、疫学調査や濃厚接触者の追跡、入院調整等に追われていたため、相談業務の多くを、感染症の業務を普段行っていない他部署の我々で担うことになりました。ですので、日々変わる情報を自分たちで情報収集し、慣れないながら相談業務を行っていたというのが現状です。

所内を挙げて取り組んでいますが、電話が繋がりにくいとか、なかなか検査できないのかなど、ご批判の声もありました。病院にもすごく協力いただきまして、国の方針に従って、検査の体制については、当初よりもかなり充実してきていると思います。

また施設の方など、クラスターを起こしてはいけないという思いで感染症対策をとっていただいている状況を、電話相談等から知ることができて本当にありがたいと思っています。

状況がどう変わるかなかなか分かりませんが、引き続きご協力いただき、こちらもできる限りご相談に応じていけたらと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

[委員]

4月は、年間として一番お客さんの多い時期でして、普段から密になる状態です。そこへもってきてコロナウイルス感染拡大となりましたが、当初は2割ほどの方がマスクの着用をされておらず、感染が広がるのではと不安がありました。

業務では、企業訪問できないため、求人開拓や、障がい者の方の面接同行ができませんでした。面接

会、セミナーなども中止命令がありましたので、全て開催できず、就職に対する支援がほぼできない状況となり、非常に困りました。

徐々に回復傾向ではありますが、現在一般求人率が0.7となっています。仕事を探す方100人に対して、企業の求人募集は70人分しかないという数字です。コロナが長引くと、まだまだ下がっていく状況にもなると思います。ただ、我々としましては、地道に求人確保のお願いに回り、支援に努めていく次第です。

[委員]

主な業務として、人権相談業務をやっており、法務局の支局で毎日、それから福祉会館で週1回水曜日に、心配事相談をしていますが、緊急事態宣言が発令された間は中止していました。

コロナ感染症拡大までは、1日に3件4件と相談に来られる方もいらっしゃいました。この方たちの行き場がなくなる事を非常に心配しましたが、緊急事態宣言解除後、相談業務を再開しても、どっと多く相談に来られることもなく、少し安心しています。

その他の業務として、各小学校幼稚園へ出向き、人権教室をしていましたが、今現在、控えています。小中学校にSOSミニレターを毎年1回、法務省から配付しています。例年夏休み前の6月ごろに配布していましたが、今年はコロナの関係で、9月に配布します。このタイムラグが、子どもたちに対して、どのような影響を与えるか心配しているところです。

[委員]

私どもの団体は昨年の12月から、改選により委員の入れ替えがありました。そのため、今年は勉強会などに力を入れたく、研修を考えておりましたが、実現できておりません。

活動のため公民館の部屋を借りるにしても、密を避けるため今まで利用していなかった、大きな部屋が必要となりますが、他のサークルとの関係等で、場所自体を確保することが難しくなっています。講演依頼をしても断られ、今後の活動をどうしたらよいか考えています。

もう1つは、我々も学校や事業所へ訪問したいと考えていますが、難しい状況です。

[委員]

地域の経済、小規模事業者、中小企業の状況をご報告します。

普段から小規模事業所の相談は多いのですが、今年の4月ごろから、例年の約300%ぐらいの相談が、訪問、電話等によって寄せられています。内容的には当初、4月～6月あたりは、国・県・市の新制度利用に関するものが大半を占めていました。7月の中旬頃から、事業をこれからも継続するために、経営改善・経営改革をしたいというような、事業継続に関するご相談が目立ってきました。

それに付随する形で、我々6月と8月に、地域の事業所の影響の内容や程度をアンケート調査しました。6月のアンケートでは新聞・マスコミの報道のとおり、飲食業を中心に業績が悪化している状況でした。ところが時間を経て、6月7月、もしくは3ヶ月後の見込みとなると、製造や建設といった、直接的にコロナウイルスの影響が結びつきにくいと思われていた業種も、4月5月ごろより深刻であるという声が出てきており、今回のコロナウイルスの感染拡大は地域の事業所にとって、非常に複雑に影響してきていることが、うかがい知れております。私どもも何とか地域の経済活動の維持に、こ

れからも邁進して参りたいと思います。

【委員】

本日（8月26日）の神戸新聞に、バス事業部で対前年17億の減収が見込まれるという記事が掲載されました。関連会社もしくはグループ会社も含めると、その3倍4倍の減収が見込まれるのではないかと考えられます。

[委員]

私どもの主な活動として、人権相談が主となります。コロナにより、これまでの対面相談ができなくなりました。全国的に法務省から様々な指示が出ましたが、例えば東京、兵庫、それから兵庫の中でもいろんな地域があり、コロナ感染者数の差があり一律の対応とはいきませんでした。緊急事態宣言解除後の現在として、原則、相談等は電話対応ですが、どうしてもと希望される方については、対面で相談に応じています。そのためのアクリル版、消毒薬等の道具的な対応はしていますが、相談対応をしていただいている人権擁護委員の方々に感染させないことを一番に考えています。感染に気を付けて、人権擁護委員の方々の部会活動や大きな会議等も何とかやって行きたいと考えています。

【委員代理】

今年はPTA活動ができていません。学校行事等がなかったので、通常の業務ができなかったのですが、特例の判断と中止する旨の書類の作成などを行うにあたり、役員6名で考えるのが大変でした。今一番困っている、残念に思っていることが、高校3年生達のことです。彼らは、幼稚部から高等部3年生に至るまで14年間、加古川養護学校で暮らしてきました。でも、今年に限りお祭り、旅行等全部の行事がなくなってしまう、仕方がないと言えども仕方がないのですが、残念でならないので、できる限りのことを、PTA活動の中でやっていきたいと考えています。そのときに、委員の皆さんのお力をお借りすることがあるかもしれませんがよろしくお願いします。

[委員]

加古川養護学校では、今年3月の急な臨時休校から、3ヶ月の臨時休校がありました。そして6月の分散登校と、前代未聞の今までない対応を迫られました。国・県・市、それぞれから指示がおりてきて、特に4月の新年度当初は、毎日計画を立てては変更しということが続いていました。ある程度計画ができ、スタートしようとしてまた変わるという事の連続でしたので、保護者の皆さまには本当にご迷惑をお掛けしたなと思います。

我々としては精一杯行事をしたいと取り組んではきたのですが、感染拡大防止が大前提となり、子どもたちの安全安心ということで、ほとんどの行事が残念ながら実施できませんでした。

休校中は、何もできない状況は避けたいと、YouTube等を使って動画配信をしたり、一部の生徒ですけれども、リモート授業をしたりしました。

今後、感染状況を見極めながら、できる限り最大限の努力をして、できることをさせていただきたいと考えております。

[委員]

相談支援の観点から報告させていただきます。先ほどの議論の中でも、相談支援の重要性というものがあつた中で、今回のコロナ禍で緊急事態宣言が発令されたと同時に、相談支援も自粛を迫られ、家庭訪問がなかなかできにくい状況になりました。

現在、相談員は家庭訪問をしながら、相談支援対応をしています。その相談の中で一番多かったのが、親が感染した時にその子どもはどうなるんだろうかという内容でした。これは今後の課題でもあつたと思つておられます。

また、コロナ禍で、ご本人さんが学校、事業所に通えない状況も出てきて、本人さん自身の混乱というものが顕著に見られたかなと思つた。例えば昼夜逆転になるなど、本当にしんどい状況でした。それと同時に、ご家族の方も同じようなストレスを抱えながら、本当にしんどい状況が続いてたと思つた。

今回のこのコロナの状況の中、今後について見えてきたものがあると思つています。本来の日常生活の中で、障がいのある方たちの支援の中で見過ごされてきたこと、そこが少し見えてきたと思つた。障がいのある方への合理的な配慮、例えば、マスクをつけることができない方、消毒することが難しい方、そして聴覚障害、視覚障害の方への配慮、そういったことが、様々な視点から見えてきました。今回のコロナを通じて、改めてみんなで知恵を出し合いながら、みなさんが共生社会の中で生きていける街づくりをしていくことが必要かなと思つておられます。

[委員]

コロナのことを当事者の方にどう理解してもらうか、なぜマスクをしないといけないのか、なぜ人混みに行つてはいけないのか、そういったことを当事者によつても、理解できる方、そうでない方がいました。そうでない方にどのように理解してもらうかということが、最初の課題でした。地域の社会資源の利用をするときに、なかなか見学ができなかったり、お断りされたりというケースが多く、不利益な部分があつたと思つた。

また、最近の報道のあり方が非常に気になっておられます。例えば、「神戸市〇〇区の施設でクラスターがでました」という報道です。施設の看板などが出てしまつて、あたかも何か悪いことをしたかのような報道が本当に正しいのか。報道の自由といえども、あのような感じで、「あそこの事業所コロナ感染者が出たよ」など言われることの是非を考えないといけないと思つた。

それから、職員側として。よくオンラインという言葉が出てきますが、実際、私もオンラインに疎く、職員を活用と言いつながらも、職員自身がそのやり方がわかつていないことがあります。そういったことも職員側が覚えていかないといけないかなと思つた。

[委員]

私の方に通所している、児童、成人の方の多くが、加古川養護学校に現在通つていらっしゃる医療的ケアを含む重症心身障害児、それから卒業された重症心身障害者の方です。緊急事態宣言が発令された時は、3密を避けるということが非常に難しい課題でした。可能な限り、ご家族の方にも理解をしていただけて、ご自宅で過ごしていただくことをお願いしました。

また、利用される方については、ご家族に送迎をしていただきました。送迎の車内はすごく密になり

ますので、送迎を中止させていただいて営業していました。現在は、ほぼ緊急事態宣言前の状況に戻り、利用者の方もこられています。常に介護が必要な方が大半ですので、密を避ける、接触を避けることが非常に困難です。その中でも、我々がコロナに感染することがないように、十分職員が注意をして、マスク、手洗い、消毒、フェイスシールドをつけての支援に当たるということを徹底しております。その中で、他の委員もおっしゃった、ご家族の方が感染されたら、子どもさんをどうしようか、子どもさんが感染された時の家族への配慮など、私たちも支援する側として十分気をつけて対応していきます。

[委員]

私たちは福祉会館を利用して活動しており、福祉会館が使えない3～5月はほとんど活動できませんでしたが、6月ぐらいから少しずつ使えるようになり活動しています。

活動できない期間が長くなってくると、どうしたらいいんだろうと思い悩みます。(私たちが支援している方は)精神障がい者なので、心の悩みは目に見えません。どう悩んでいるか、私たちもわからないことはたくさんありますが、話を聞いてあげることが、私たちの仕事だと思います。安否確認という意味で、手紙を出したり、手づくりマスクを送ったりしたところ、返事が返ってきて、よかったと思ったりしました。これからも何をしたらいいかを常に考えながら、私たちは活動していきたいと思っています。

先日も健康福祉事務所に来ていただいたり、学生さんに来ていただいて、コロナ感染症予防の発表をしてもらったところ、大変好評でした。今後もそういう勉強させていただきたいと思っています。

[委員]

私たちは福祉会館が利用できなかったため、理事会や総会ができませんでした。会員への訪問もできず、できるだけ電話やラインで励ましを送りましたが、元気がなさそうな様子でした。我々の悩みとして、(当団体は)役員がどんどん高齢化しており、施設入所や病氣入院される方が増え、動ける方に負担が偏っています。

コロナ禍の中で、もし台風、大雨などで避難しないといけないとなった時、障がいのある私たちが、まず自助をしていかないといけないと考え、自分で自分たちを守ろうと話しています。

【委員】

私たちは、活動が活発なのですが、今年はコロナの影響で総会も中止し、人が多く集まる活動は、すべて中止しました。目玉の行事の一つとして、事業所の方と、当事者とが対面で話ができる事業所説明会というものがあるのですが、今年は実施できず残念です。そのような中でも、できる活動を、感染症対策をしっかりしてやろうということで、一部自粛して活動しております。

社会福祉協議会さんからいただいたマスクも、全員に送りまして、喜ばれました。

加古川の福祉事業所は、ほぼ(コロナ禍でも)開いていましたが、何ヶ所か閉まってしまいました。運悪く私が利用している事業所が閉まってしまい、学校に行くのと同じ感覚で今まで通所していましたが、3ヶ月近く自宅待機となりました。3ヶ月間親子で過ごすとかかなりストレスが掛かります。同じ事業所を利用している方で、髪の毛がごそっと抜けた方もおられました。その方は親子で浜の宮公

園などを散歩したりして、工夫されていましたが、公園自体も閉まってしまうと、行くところもなくなってしまいました。こういう状態は、私たちにとってありえないと思いました。また、これから新しい生活様式を取り入れながら頑張っていきたいと思います。

[委員]

一番困ったのは、裁判所が半分ぐらい職員は来ているのですが、「期日」を全部取り消してしまったことです。その関係で、権利の救済がなかなか実現できませんでした。

例えば今、離婚調停を申し立てても、年明けぐらいにしか調停に入りません。遺産分割をやろうと思っても、年明けぐらいしか「期日」に入りませんので、その間にどんどん悪化するということがいくつもの場面で生じました。裁判所のBCP（事業継続計画）は災害発生の時のものなので、皆さん非常に苦労されてるところがあります。

裁判所など、行政機関の方が休まれたりして、全然いろんなことが進まなくて、皆さんイライラして、さらに（状況が）悪化してるという事態が今も続いているような状況です。会としましては電話相談を継続しましたが、来館相談は中止したということがあります。

[副会長]

本校では4月以降、学生は入校禁止、授業はオンライン、教員も在宅勤務という形でした。アンケートをいただいた時には、問題というのは特に認識していませんでしたが、昨日25日に学科内で緊急の実習についての会議を行いました。

というのは、本学科は、保育士の資格を取るため、保育所や保育所以外の児童福祉施設、幼稚園教諭免許取得のためには幼稚園や認定こども園、それから児童厚生一級指導員に関しては児童館や、放課後児童クラブというように、実習を受け入れてもらっており、コロナ禍のなかでも何とか受け入れていただいていたのですが、子ども音楽療育士の資格のための受け入れ先について、緊急で会議を開きました。と申しますのも、子ども音楽療育の実習先として、本学科では、音楽療育をされている一般社団法人に受け入れをお願いしていました。ところが、そこが倒産したということで断りがきました。一般社団法人自体も大変ですし、今後の受け入れ先がなくなったことも困りましたが、私が一番心配なのはそこに通われているお子さんのことです。療育が途切れてしまいます。非常にいい音楽教育をされていたので、そちらの方が心配になりながら、情報共有といいますが、そのことをご報告させていただきたいと思います。

[会長]

貴重なご意見、いろいろありがとうございました。

コロナ禍という前例のない非常事態に対応すべく、本日の意見交換が少しでも委員の皆さんに役立てばと思います。

議事（3）その他

《意見交換なし》

4 次長あいさつ

《福祉部次長より閉会のあいさつ》

5 閉会

以 上